

博物館の望ましい基準について

2025年3月25日(火)
第1期文化施設部会 博物館WG(第2回)

1 . 基準の趣旨、博物館の設置、 基本的運営方針、評価について

1. 博物館WG（第1回）で出された主な意見①

◆ 第一条（趣旨）関係

- 文化芸術基本法に沿った趣旨を反映させるべき。

◆ 第二条（設置）関係

- 博物館は資料を永続して管理していくことが求められるため、館のコンセプトの継続性が問題。管理者が変わると今までの水準がガラッと変わってしまう場合もある。そうした点を担保する仕組みが必要ではないか。
- 公立館が前提のような書きぶりだが、企業立もある中でこの形を維持するのが果たしてよいのか。第二条全体の立てつけを考える必要があるのではないか。
- 約700館ある企業立ミュージアムのことを新たに盛り込んでみてはどうか（公益性、継続性の観点から何らかの基準は必要）。
- 設置者の責任を明確にすることができないか。第2項と第3項の間に責任事項を入れてはどうか。
- 指定管理者制度において、設置者の権限は大きく、管理者にコスト競争をさせることも、指定管理期間を30年とすることもできる。その場合、基本的運営方針においても大前提となる、博物館の使命・目的を設置者がきちんと示すことが重要。
- 指定管理制度は管理者の権限が大きい、一方でコンセッション方式はいわば運営権を買うものであり、管理者の権限（民間の裁量）が大きい。この両者の違いを意識しながら、PFIやコンセッションに関する記載も必要ではないか。
- 設置者と、現場の事業執行者との役割分担を明確化すべきではないか。

1. 博物館WG（第1回）で出された主な意見②

◆ 第三条（基本的運営方針）関係

- 今後の社会の変化を見据え、博物館には、登録基準、さらにより高い水準を目指してもらいたい。
- 博物館運営の拠り所として、中期計画の策定は重要（各館の未来に向けた取組の推進）。
- 小規模館にとっては、館の中期計画を設置者の行政計画（文化芸術振興計画等）ときちんと連動させることが、館の取組の実効性を担保する上で重要。
- 海外では計画の改訂時期が決まっていたりする。年数を示すかは別として、更新を規定してはどうか。
- 組織はトップで変わるものであり、望ましい基準の中で、館長の役割を規定してはどうか。

◆ 第四条（評価）関係

- 文化芸術基本法を踏まえ、第2項に博物館活動の支援者、文化芸術関係者等を入れては。
- 現状は点検・評価のことを総論的に述べているに過ぎない。評価を実施することで館の経営・運営が良くなっていくような点検・評価の在り方を、ここに書き込めるとよい。
- 評価事項を次につなげること、チェック後のアクションが大切であり、次の計画に反映させるべき。改善も重要だが、一方でやめるべきことが明らかになった場合はやめることも重要である。
- 評価が自体が目的化していることもある。現状の評価方法自体を見直し、改善することも必要。
- 評価が公表されているが、文章ばかりで必ずしも一般に理解できるものではない。誰もが見やすく、理解しやすい公表方法により、市民の理解を得ることは重要。
- 評価と事業実績報告書とのすみ分けを意識すべき。また、建前にならないようにすることが大事。
- 基本的運営方針もそうだが、評価についても、具体的な「手引き書」等があれば有益。

2. 第1回のご指摘を踏まえた改正案（第一条）

博物館の設置及び運営上の望ましい基準 第一条（趣旨）

現行 第一条（第1項及び第2項）

第一条 この基準は、博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第八条の規定に基づく博物館の設置及び運営上の望ましい基準であり、博物館の健全な発達を図ることを目的とする。

2 博物館は、この基準に基づき、博物館の水準の維持及び向上を図り、もって教育、学術及び文化の発展並びに地域の活性化に貢献するよう努めるものとする。



改正案 第一条（第1項及び第2項）

第一条 この基準は、博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号。以下「法」という。）第八条の規定に基づく博物館の設置及び運営上の望ましい基準であり、博物館の健全な発達を図ることを目的とする。

2 博物館は、この基準に基づき、その設置の目的や当該博物館の使命を達成するため、博物館の事業の水準の維持及び向上並びに活動の充実及び発展を図り、もって教育、学術及び文化の発展並びに地域の活性化に貢献するよう努めるものとする。

2. 第1回のご指摘を踏まえた改正案（第二条）

博物館の設置及び運営上の望ましい基準 第二条（博物館の設置等）

現行 第二条（第1項及び第2項）

第二条 都道府県は、博物館を設置し、歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等多様な分野にわたる資料（電磁的記録を含む。以下同じ。）を扱うよう努めるものとする。

2 市（特別区を含む。以下同じ。）町村は、その規模及び能力に応じて、単独で又は他の市町村と共同して、博物館を設置するよう努めるものとする。



改正案 第二条（第1項、第2項、第3項）

第二条 都道府県は、博物館を設置し、歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等多様な分野にわたる資料（電磁的記録を含む。以下同じ。）を扱うよう努めるものとする。

2 市（特別区を含む。以下同じ。）町村は、その規模及び能力に応じて、単独で又は他の地方公共団体と共同して、博物館を設置するよう努めるものとする。

3 博物館の設置者は、その設置する博物館がこの基準に基づき事業の水準の維持 及び向上並びに活動の充実及び発展を図ることができるよう、当該博物館の事業の実施、職員の確保及び処遇の向上、施設及び設備等の維持、充実及び活用等に必要な資金の確保、条例その他の規程の見直し、その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2. 第1回のご指摘を踏まえた改正案（第二条）

博物館の設置及び運営上の望ましい基準 第二条（博物館の設置等）

現行 第二条（第3項）

3 博物館の設置者が、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により同項に規定する指定管理者に当該博物館の管理を行わせる場合その他当該博物館の管理を他の者に行わせる場合には、これらの設置者及び管理者は相互の緊密な連携の下に、当該博物館の事業の継続的かつ安定的な実施の確保、事業の水準の維持及び向上を図りながら、この基準に定められた事項の実施に努めるものとする。



改正案 第二条（第4項）

4 博物館の設置者が、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者の選定や、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）第十六条の規定による公共施設等運営権の設定など、官民連携による施設の運営管理を行う場合には、当該博物館の事業の継続的かつ安定的な実施の確保、事業の水準の維持及び向上を図ることができるよう、運営管理期間や実施体制、自主的な運営改善の取組を推進するための諸条件等について十分な検討を行い、設置者及び管理運営者の相互の緊密な連携の下に、この基準に定められた事項の実施に努めるものとする。

2. 第1回のご指摘を踏まえた改正案（第四条）

博物館の設置及び運営上の望ましい基準 第四条（基本的運営方針及び計画）

現行 第三条（第1項）

第三条 博物館は、その設置の目的を踏まえ、資料の収集・保管・展示、調査研究、教育普及活動等の実施に関する基本的な運営の方針（以下「基本的運営方針」という。）を策定し、公表するよう努めるものとする。



改正案 第四条（第1項及び第2項）

第四条 博物館は、当該博物館における博物館資料の収集、保管及び展示並びに博物館資料に関する調査研究の実施に関する基本的運営方針（以下単に「基本的運営方針」という。）の策定に当たっては、その設置の目的や当該博物館の使命を明確に示すとともに、当該基本的運営方針に基づき当該博物館の活動の充実及び発展が図られ、利用者及び地域住民並びに社会の要請に十分応えるものとなるよう留意するものとする。

2 博物館は、地域や社会の状況の変化に対応し、必要に応じて基本的運営方針の見直しを行うよう努めるものとする。

2. 第1回のご指摘を踏まえた改正案（第四条）

博物館の設置及び運営上の望ましい基準 第四条（基本的運営方針及び計画）

現行 第三条（第2項及び第3項）

- 2 博物館は、基本的運営方針を踏まえ、事業年度ごとに、その事業年度の事業計画を策定し、公表するよう努めるものとする。
- 3 博物館は、基本的運営方針及び前項の事業計画の策定に当たっては、利用者及び地域住民の要望並びに社会の要請に十分留意するものとする。



改正案 第四条（第3項及び第4項）

- 3 博物館は、基本的運営方針を踏まえ、複数事業年度にわたる中期計画及び事業年度ごとの事業計画を策定し、公表するとともに、その運営状況の評価に係る適切な指標を設定するよう努めるものとする。
- 4 博物館は、前項の中期計画及び事業計画の策定に当たっては、その設置の目的や当該博物館の使命並びに地域において定める教育の振興及び文化芸術の推進に関する計画を踏まえ、利用者及び地域住民並びに社会の要請に十分応えるものとなるよう留意するものとする。

2. 第1回のご指摘を踏まえた改正案（第五条）

博物館の設置及び運営上の望ましい基準 第五条（運営の状況に関する点検及び評価等）

現行 第四条（第1項及び第2項）

第四条 博物館は、基本的運営方針に基づいた運営がなされることを確保し、その事業の水準の向上を図るため、各年度の事業計画の達成状況その他の運営の状況について、自ら点検及び評価を行うよう努めるものとする。

- 2 博物館は、前項の点検及び評価のほか、当該博物館の運営体制の整備の状況に応じ、博物館協議会の活用その他の方法により、学校教育又は社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、当該博物館の事業に関して学識経験のある者、当該博物館の利用者、地域住民その他の者による評価を行うよう努めるものとする。



改正案 第五条（第1項及び第2項）

第五条 博物館は、基本的運営方針に基づいた運営がなされることを確保し、その事業の水準の向上を図るため、前条第三項の中期計画及び事業計画の達成状況、当該博物館の活動の成果その他の運営の状況について、自ら点検及び評価を行うよう努めるものとする。

- 2 博物館は、前項の点検及び評価のほか、当該博物館の運営体制の整備の状況に応じ、博物館協議会の活用その他の方法により、当該博物館の利用者及び活動の支援者、地域住民、当該博物館の事業に関して学識経験のある者その他の多様な関係者による評価を行うよう努めるものとする。

2. 第1回のご指摘を踏まえた改正案（第五条）

博物館の設置及び運営上の望ましい基準 第五条（運営の状況に関する点検及び評価等）

現行 第四条（第3項及び第4項）

- 3 博物館は、前二項の点検及び評価の結果に基づき、当該博物館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 4 博物館は、第一項及び第二項の点検及び評価の結果並びに前項の措置の内容について、インターネットその他の高度情報通信ネットワーク（以下「インターネット等」という。）を活用すること等により、積極的に公表するよう努めるものとする。



改正案 第五条（第3項及び第4項）

- 3 博物館は、前二項の点検及び評価の結果に基づき、当該博物館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 4 博物館は、第一項及び第二項の点検及び評価の結果並びに前項の措置の内容について、インターネットを活用すること等により、積極的に公表するよう努めるものとする。

2. 博物館の経営について

2. 「望ましい基準」改正の方向性 ～経営～

博物館の設置及び運営上の望ましい基準（現状）
（平成23年12月20日文化庁告示第165号）

※現在、経営に関する独立の規定はない。

◆ 現状の課題

- 博物館のマネジメントや、経営基盤強化の重要性が認識される中、新たに博物館の経営に関する条を設けてはどうか。
- これまでの文化庁委託事業等の成果を踏まえ、寄附、会員制度、収益事業との連携など、収入の多角化について規定してはどうか。
また、入館料を徴収する際の留意事項について、あわせて規定することが考えられるのではないか。
- 館外の専門家やボランティアといった、館の職員以外の人材の活用について規定してはどうか。
- また、経営に当たり、国際的な状況を踏まえ、海外との連携・協力なども視野に入れてはどうか。

博物館法 第26条（抜粋）

第二十六条（入館料等）

公立博物館は、入館料その他博物館資料の利用に対する対価を徴収してはならない。ただし、博物館の維持運営のためにやむを得ない事情のある場合は、必要な対価を徴収することができる。

これからの博物館に求められる役割・機能（5つの方向性）

文化審議会答申2021.12

① 資料の収集・保存と文化の継承（「守り、受け継ぐ」）

博物館は、自然と人類に関する有形・無形の遺産を、関連する事項を含めて地域や社会から資料として収蔵し、損失のリスクから確実に守るとともに、調査研究によって資料の価値を高め、未来へと継承する。

② 資料の展示、情報の発信と文化の共有（「わかち合う」）

博物館は、資料を系統的に展示し、デジタル化し、来場者のみならず広く情報を発信することにより、共感と共通理解を醸成するなど人びとと文化を共有する。

③ 多世代への学びの提供（「育む」）

博物館は、生涯学習・社会教育の拠点として、多世代の人びとへの学びの機会を提供し、現在と未来に生きる世代を育む。

④ 社会や地域の課題への対応（「つなぐ、向き合う」）

博物館は、幅広い文化芸術活動をはじめ、まちづくりや福祉、国際交流、観光、産業、環境などの関連団体、関係者とつながりながら、社会や地域における様々な課題に向き合い、解決に取り組むことにより、持続可能な地球環境の維持、創造的で活力ある地域社会づくり、人びとの健康で心豊かな生活に貢献する。

⑤ 専門的人材の確保、持続可能な活動と経営の改善向上（「営む」）

博物館は、博物館を取り巻く幅広い業務に従事する様々な専門的人材を確保するとともに、物的、財源的な基盤を確保し、安定した経営を行うことによって持続して公益の増進を図る。また、使命の達成をめざし、評価・検証することにより、その活動と経営を改善し、価値を最大化させる。

[博物館法制度の今後の在り方について\(答申\) \(mext.go.jp\)](https://mext.go.jp)

寄付・ファンドレイジングの普及に向けた文化庁の取組

令和4年度博物館機能強化推進事業より、博物館における寄付促進・ファンドレイジングの取組の検証を開始。令和5年度は本成果を踏まえ、ファンドレイジングに関する説明会や個別相談会を実施。令和6年度は令和5年度の実証を踏まえ、博物館振興団体を中心としたより具体的な受入態勢強化に向け実証を行うとともに、引き続きファンドレイジングに関する説明会や個別相談会を実施。

令和4年度事業



○会員制度の構築実証事業

メンバーシップ、ボランティア、スポンサー等、個人・法人を対象とした会員制度等を検証。

(事例) ・北九州市立美術館における友の会制度の立ち上げ(法人会員7者/年10万円)

・ロマンスクーミュージアムにおける会員制度創設(キッズパートナー270組/年3,000円)

○クラウドファンディング・遺贈寄付の受け入れ実証事業

クラウドファンディング、ふるさと納税等の、個人・法人を対象とした寄付や遺贈等を検証。

(事例) ・パルテノン多摩におけるクラウドファンディング事業の実施(250万目標→385万達成)

・博物館明治村における遺贈寄付への取り組み

→ 実証研究の成果を実装展開すべく、文化庁HPにて、**博物館ファンドレイジングガイドブック、会員制度導入メソッドツール、説明会動画等を公開。**

https://www.bunka.go.jp/shinsei_boshu/kobo/93698501.html

令和5年度事業

○経営基盤強化に向けた組織改革の促進に関する実践的な調査研究

我が国における中間支援組織の在り方の検討と、その活動のための経営基盤強化の方策、あわせて自治体における寄付受け入れメニューや構造を把握し、公立博物館における寄付受け入れに係る構造的課題の分析やその解決策(運営体制に係る会計構造や基金の設置・運営、公募債やふるさと納税の活用等)についての調査研究を行った。

○ファンドレイジング説明会及び相談会の実施

博物館関係者に対し、ファンドレイジングに関する基礎的知識や手法を説明し、実施に関する個別相談を受け付けることで、各館における戦略的なファンドレイジング活動を推進。相談会は関東地区1回、関西地区1回、オンライン3回開催し、博物館における取組事例を紹介し、ファンドレイジングへの理解と取り組み機運を醸成した。

令和6年度事業

○経営基盤強化に向けた組織改革の促進に関する実証的な調査研究

多様な資金獲得の実践を通じた実証事業の実施により、博物館への中間支援を充実させるための経営基盤強化について、**博物館振興団体の発信力の強化と寄付等受入体制の強化及びミュージアム寄付ポータル**の立ち上げについての実証を行う。また、昨年度に引き続き博物館関係者向けにファンドレイジングに関する基礎的知識や手法を説明し、個別相談を受け付けることで**(相談会は信州地区1回、関西地区1回、オンライン開催3回実施)**、各館における戦略的なファンドレイジング活動を推進する。

○ミュージアムプロフェッション養成のための専門人材派遣

クラウドファンディングやメンバーシップなどのファンドレイジング活動を具体的に進めるための専門人材を派遣する。

博物館法における博物館の入館料に係る規定について

- 博物館法第23条においては、公立博物館（地方公共団体が設置する登録博物館）は、入館料等を徴収してはならないとされており、同条は、博物館法制定当時（昭和26年）、社会教育のための機関である公立博物館が、地域住民に真に生活の道具として利用されるためには、無料公開するべきであるという考えのもと置かれたもの。
- 一方、博物館法制定当時においても、入館料が収入の相当部分を占めている博物館があった状況も踏まえ、同条ただし書において、博物館の維持運営のためにやむを得ない事情のある場合は、必要な対価を徴収することができることとされており、入館料については各館の実情を踏まえて設置者が適切に判断すべき事柄。今回の法改正でもこの点に変更はない。
- 平成29年時点でも約8割の公立博物館が入館料を徴収している。なお、私立博物館（社団・財団法人や宗教法人等が設置する登録博物館）については、入館料等に係る規定はない。

○社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）（抄）

（図書館及び博物館）

第九条 図書館及び博物館は、社会教育のための機関とする。

2 図書館及び博物館に関し必要な事項は、別に法律をもつて定める。

○博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）（抄）

（この法律の目的）

第一条 この法律は、社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）の精神に基き、博物館の設置及び運営に関して必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もつて国民の教育、学術及び文化の発展に寄与することを目的とする。

（入館料等）

第二十三条 公立博物館は、入館料その他博物館資料の利用に対する対価を徴収してはならない。但し、博物館の維持運営のためにやむを得ない事情のある場合は、必要な対価を徴収することができる。

【参考】平成29年度間における登録博物館の入館料の状況（平成30年度社会教育調査より）

	公立博物館	私立博物館
入館料あり	465館（78%）	282館（93%）
入館料なし	132館（22%）	21館（7%）
計	597館	303館

博物館の入館料に係る国際的な状況について(ICOM規程及び各国事例)

- 博物館の進歩発展を目的として創設された国際的な非政府組織である『ICOM (International Council Of Museums) 』では「ICOM職業倫理規程 (Code of Ethics) 」を策定し、世界中の博物館が一定の基準を満たした活動を実現できるよう基本的指針を示している。
- 同規程中『博物館』の定義として「社会とその発展に奉仕する一般に公開された**非営利の恒久的な施設**」とされている。
- 同規程中『非営利団体』の定義として「(剰余金もしくは利益を含む) **収入がその団体および団体の運営の利益のためにのみ利用される**、適法に設立された法人組織もしくは非法人組織の団体。」とされている。
- 同規程の非営利に対する定義を鑑みるに、**博物館が収入を得ることを直ちに否定している訳ではなく、収入が博物館自体およびその運営のために利用されることを求めているものと理解している。**

○ICOM職業倫理規程 (2004年10月改定) (抄)

用語集

- ・ **博物館** 社会とその発展に奉仕する一般に公開された非営利の恒久的な施設で、人々とその環境の有形および無形の証拠を研究、教育および娯楽のために収集、研究、伝達および展示をおこなうものである
- ・ **非営利団体** (剰余金もしくは利益を含む) 収入がその団体および団体の運営の利益のためにのみ利用される、適法に設立された法人組織もしくは非法人組織の団体。「非営利目的」という用語は、これと同一の意味を有する。

【参考】諸外国の主要博物館における入場料金 (文化庁調べ)

施設名(国、都市)	入場料金	無料措置
ルーブル美術館(フランス・パリ)	●大人: 17€ (2,776円)	・18歳未満 ・身体障害者と付添1名 ・18～25歳までのEU圏国籍者 ・毎月第一土曜日18:00～21:45
大英博物館(イギリス、ロンドン)	無料	
メトロポリタン美術館(アメリカ、ニューヨーク)	●大人: 25\$ (3,743円) ●シニア (65歳以上): 17\$ (2,546円) ●学生: 12\$ (1,797円)	・12歳以下
中国国家博物館(中国、北京)	無料	

表 3 - 4 - 3 総収入と各収入の割合（有効な回答のあった館、全体／設置者別／館種別）「

2 1 - 1 - a、b、c、d」

(%)

	N =	入館料収入／年 間収入総額の比 率	ショップ売上／ 年間収入総額の 比率	施設の賃貸料／ 年間収入総額の 比率	外部資金／年間 収入総額の比率
全体	1,506	21.5	9.1	3.4	6.9
設置者	国	35	14.7	0.5	4.4
	都道府県・指定都市	254	13.5	3.2	5.1
	市・区	703	20.8	12.5	2.5
	町・村	208	30.8	7.5	1.2
	公益法人・一般法人等	248	33	12.6	21.6
	会社・個人等	58	47.2	35.7	7.9
館種	総合	90	14.6	6.6	7.3
	郷土	166	20.8	8.2	1.3
	美術	352	18.1	6.5	10.2
	歴史	699	18.3	12.2	6.2
	自然史	65	20.7	2.8	4.7
	理工	61	25.2	5.5	4.4
	動物園	22	37.1	13.2	4.6
	水族館	22	47.6	22.4	4
	植物園	23	14.4	2.6	6.5
	動水植	6	33	12.7	0

国公立博物館は私立博物館に比して収入が小さく、予算措置される交付金や運営費の割合が大きい。

2. 「望ましい基準」改正案 ～経営～

博物館の設置及び運営上の望ましい基準 第三条（博物館の経営）

新設（案）

第三条 博物館は、基礎的な運営費を確保するのみならず、入館料の徴収、寄附の受入れ、会員制度による会費の徴収、効果的な収益事業との連携等により、当該博物館の収入の多角化とその拡大を図り、将来にわたって文化拠点としての当該博物館の活動が充実、発展し、持続的で健全な運営が可能となるよう努めるものとする。

2 公立博物館（法第二条第二項に規定する公立博物館をいう。）が、法第二十六条ただし書の規定に基づきその維持運営に必要な入館料その他博物館資料（法第二条第四項に規定する博物館資料をいう。以下同じ。）の利用に対する対価を徴収する場合には、博物館の健全な発達を図り、もって国民の教育、学術及び文化の発展に寄与するとの法の目的も踏まえ、一般公衆が来館しやすいように配慮するとともに、博物館資料の展示（インターネットの利用その他の方法により博物館資料に係る電磁的記録を公開することを含む。以下同じ。）や説明等の工夫や様態に応じて対価を柔軟かつ効果的に設定するものとする。

3 博物館は、外部の専門性を有する者の知見も活用しつつ、当該博物館の利用者の拡大とその満足度の向上に努めるとともに、寄附者、ボランティアその他の博物館活動の支援者の拡大に努めるものとする。

4 博物館は、その経営に当たり、国際的な状況や海外博物館の動向を踏まえ、必要に応じて海外を含めた他館との連携、調査研究や展示での国際連携、その他経営の改善に向けた工夫に努めるものとする。

3. 資料の収集、保管について

3. 「望ましい基準」改正の方向性 ～収集、保管～

博物館の設置及び運営上の望ましい基準（現状） （平成23年12月20日文部科学省告示第165号）

（資料の収集、保管、展示等）

第五条 博物館は、実物、標本、文献、図表、フィルム、レコード等の資料（以下「実物等資料」という。）について、その所在等の調査研究を行い、当該実物等資料に係る学術研究の状況、地域における当該実物等資料の所在状況及び当該実物等資料の展示上の効果等を考慮して、基本的運営方針に基づき、必要な数を体系的に収集し、保管（育成及び現地保存を含む。以下同じ。）し、及び展示するものとする。

2 博物館は、実物等資料について、その収集若しくは保管が困難な場合、その展示のために教育的配慮が必要な場合又はその館外への貸出し若しくは持出しが困難な場合には、必要に応じて、実物等資料を複製、模造若しくは模写した資料又は実物等資料に係る模型（以下「複製等資料」という。）を収集し、又は製作し、当該博物館の内外で活用するものとする。その際、著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）その他の法令に規定する権利を侵害することのないよう留意するものとする。

3 博物館は、実物等資料及び複製等資料（以下「博物館資料」という。）に関する図書、文献、調査資料その他必要な資料（以下「図書等」という。）の収集、保管及び活用に努めるものとする。

4 博物館は、その所蔵する博物館資料の補修及び更新等に努めるものとする。

5 博物館は、当該博物館の適切な管理及び運営のため、その所蔵する博物館資料及び図書等に関する情報の体系的な整理に努めるものとする。

6 博物館は、当該博物館が休止又は廃止となる場合には、その所蔵する博物館資料及び図書等を他の博物館に譲渡すること等により、当該博物館資料及び図書等が適切に保管、活用されるよう努めるものとする。

◆ 現状の課題

- 博物館法改正に伴い、デジタルアーカイブや外部データベースへの連携、資料の収集及び管理の方針について規定する必要があるのではないか。その際、収蔵庫の不足に直面する館が増える中、資料管理の在り方について検討する旨を定めておく方がよいのではないか。
- 展示については、第六条に規定があることから、表題から削除し、「収集、保管」としてはどうか。

電磁的記録の作成・公開に関する規定

博物館法 第3条（抜粋）

第三条（博物館の事業）

博物館は、前条第一項に規定する目的を達成するため、おおむね次に掲げる事業を行う。

一 実物、標本、模写、模型、文献、図表、写真、フィルム、レコード等の博物館資料を豊富に収集し、保管し、及び展示すること。

二 分館を設置し、又は博物館資料を当該博物館外で展示すること。

三 博物館資料に係る電磁的記録を作成し、公開すること。

四 一般公衆に対して、博物館資料の利用に関し必要な説明、助言、指導等を行い、又は研究室、実験室、工作室、図書室等を設置してこれを利用させること。

五 博物館資料に関する専門的、技術的な調査研究を行うこと。

六 博物館資料の保管及び展示等に関する技術的研究を行うこと。

七 博物館資料に関する案内書、解説書、目録、図録、年報、調査研究の報告書等を作成し、及び頒布すること。

八 博物館資料に関する講演会、講習会、映写会、研究会等を主催し、及びその開催を援助すること。

九～十二 （略）

公布通知における「留意事項」

3. 第3条第1項第3号に定める博物館の事業としての「博物館資料に係る電磁的記録を作成し、公開すること」については、デジタル技術を活用した博物館資料のデジタル・アーカイブ化とその管理及びインターネットを通じたデジタル・アーカイブの公開、インターネットを通じた情報提供と教育や広報、交流活動の実施や展示・鑑賞体験の提供のために資料をデジタル化する取組を含むこと。

博物館資料のデジタル・アーカイブ化の目的・状況について

(1) 改正法において「博物館資料に係る電磁的記録」の作成・公開を加えた趣旨

(改正法の趣旨)

- ・ 博物館資料をデジタル化して保存（＝デジタル・アーカイブ化）し、インターネット等を通じて公開することは、以下の観点からきわめて意義深いものと考えられる。

- ① 博物館資料に係る情報の保存と体系化
- ② 博物館における調査研究の成果を含めた資料の公共化
- ③ 多様な創造的活動への博物館資料の活用の促進

- ・ 今次、インターネットを介した情報のやり取りや、国民によるアクセスの機会は飛躍的に増加しており、その重要性がますます高まっている。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の経験から、博物館の施設に利用の制限が求められた際におけるデジタル的な対応の必要性・有効性も認識されている。

文化審議会第4期博物館部会（第2回） | 文化庁 (bunka.go.jp) 資料1より

登録の基準を定めるための参酌基準

博物館法施行規則 第19～21条（抜粋）

第十九条（博物館の体制に関する基準）

- 一 博物館資料の収集、保管及び展示（電磁的記録を公開することを含む。）並びに博物館資料に関する調査研究の実施に関する基本的運営方針を策定し当該方針を公表するとともに、相当の公益性をもって博物館を運営する体制を整備していること。
- 二 博物館資料の収集及び管理の方針を定め、博物館資料を体系的に収集する体制を整備していること。
- 三 博物館資料の収集及び管理の方針に基づき、所蔵する博物館資料の目録を作成し、当該博物館資料を適切に管理し、及び活用する体制を整備していること。
- 四 一般公衆に対して、所蔵する博物館資料の展示を行い、又は特定の主題に基づき、所蔵する博物館資料若しくは借用した博物館資料による展示を行う体制を整備していること。
- 五 単独で又は諸施設と共同で、博物館資料に関する調査研究を行い、その成果を活用する体制を整備していること。
- 六 博物館資料を用いた学習機会の提供、利用者に対する博物館資料の説明その他の教育活動を行う体制を整備していること。
- 七 研修に職員が参加する機会が確保されていること。

第二十条（博物館の職員に関する基準）

- 一 博物館の管理運営を行うことができる館長が置かれていること。
- 二 学芸員が置かれていること。
- 三 博物館の運営に必要な職員が置かれていること。

第二十一条（博物館の施設及び設備に関する基準）

- 一 博物館資料の収集、保管及び展示並びに博物館資料に関する調査研究を安定的かつ継続的に行うことができる施設及び設備が整備されていること。
- 二 防災及び防犯のために必要な施設及び設備を有していること。
- 三 博物館の規模及び展示内容に応じ、利用者の安全及び利便性の確保のために必要な配慮がなされていること。
- 四 高齢者、障害者、妊娠中の者、日本語を理解できない者その他博物館の利用に困難を有する者が博物館を円滑に利用するための配慮がなされていること。

全体の方針

<新たに求められる学芸員の資質>

- ・博物館の持続的かつ発展的な経営に係る視点を持ち、利用者の満足度を高めるとともに、新たな層に働きかけることのできる人材
- ・高い専門性を活かした調査研究に加え、多様な主体との連携等により新たな価値を共創できる人材
- ・現代社会において期待される新たな業務（デジタル・アーカイブ化、文化観光、地域の活性化等）に対応できる人材



<改訂の方向性>

- ・博物館の経営基盤強化につながる、経営戦略、利用者価値の向上、コレクションマネジメント等に係る記載を追加
- ・博物館の活動基盤としての調査研究、多様な主体との連携、地域課題への対応、国際社会、多文化共生等に係る記載を追加
- ・新しい情報メディアやデジタル・アーカイブ等の活用による魅力発信と業務の効率化・高度化を促す
- ・より実務的な能力育成のための館園実習の選択肢を増やす観点から、一定期間の「長期実践型館園実習」による単位認定を可能とする旨を追加

4	博物館資料論	2	博物館資料の収集、<u>整理</u>保管、<u>デジタル化</u>等に関する理論や方法に関する知識・技術を基盤として、<u>コレクション管理に関する考え方</u>を習得する。し、また博物館の調査研究活動について理解することを通じて、博物館資料に関する基礎的能力を養う。	○博物館における調査研究活動 ―調査研究活動の意義と内容(博物館資料に関する研究、資料保存に関する研究、博物館に関する研究等) ―調査研究成果の還元 ○博物館資料の概念 ・資料の意義 ・資料の種類 ・資料化の過程 ○博物館資料の収集・<u>保管</u><u>整理</u>・活用 ・収集理念と方法 (情報の記録、収集の倫理・法規、受入手続き・登録等) ・資料の分類・整理(目録作成を含む) ・資料公開の理念と方法(アクセス権、特別利用等を含む) ・<u>長期的視野に立ったコレクション管理</u> ・<u>関係機関との連携(図書館や公文書館等)</u> ○<u>デジタル・アーカイブの構築と資料情報管理</u> ・資料のデジタル化と公開 ・デジタル・アーカイブによる資料管理 ○博物館資料に関する調査研究 ・調査研究による資料の意義づけ ・調査研究成果の還元
---	--------	---	---	---

14. 資料等の収蔵保管状況

収蔵庫に「入りきらない資料がある」館が初めて2割を超えた。「資料台帳」記載の所蔵資料の割合は漸減傾向にある一方で、「電子メディアにデータ・ベース化された『資料台帳』がある」館は漸増していて初めて5割を超えた。収蔵資料を記載した「資料目録」を作成している館は56.9%で前回と変わらない。

表2-17 収蔵庫、資料台帳、資料目録の状況（全体／時系列比較）（Q11-7、Q11-9、Q11-10、Q11-10-1）（%）

			平成9年 (N=1,891)	平成16年 (N=2,030)	平成20年 (N=2,257)	平成25年 (N=2,258)	令和元年 (N=2,314)
収蔵庫	資料の収蔵のために用いられている割合	1. 3割未満		10.9	10.5	6.4	7.0
		2. 3割以上、5割未満		5.6	4.8	3.7	2.5
		3. 5割以上、7割未満		8.8	8.2	7.4	7.0
		4. 7割以上、9割未満		16.8	18.6	18.9	19.1
		5. 9割以上		28.4	29.4	27.4	33.9
		6. 入りきらない資料がある		17.2	17.6	19.1	23.3
		収蔵庫はない		-	-	12.5	-
		無回答		12.3	10.9	4.7	7.1
資料台帳	「資料台帳」記載の収蔵資料の割合	5. ほとんどすべて	49.9	53.3	53.2	47.1	44.8
		4. 4分の3程度	13.4	13.3	14.8	17.1	15.7
		3. 半分程度	11.2	10.4	9.4	9.1	8.9
		2. 4分の1程度	4.1	4.3	4.2	3.5	3.9
		1. ほんの少し	10.8	8.2	8.7	4.8	6.4
		6. 「資料台帳」は未完成	-	-	-	12.9	15.3
		無回答	10.7	10.6	9.7	5.5	4.8
	電子メディアにデータ・ベース化された「資料台帳」の有無	1. ある	20.3	35.5	42.6	48.7	51.1
		2. ない	75.2	59.5	51.7	47.2	44.5
		無回答	4.5	5.1	5.7	4.2	4.5
			(N=384)	(N=720)	(N=961)	(N=1,099)	(N=1,180)
		5. ほとんどすべて	32.6	40.7	45.7	50.4	48.4
		4. 4分の3程度	12.0	17.4	17.3	19.9	21.3
		3. 半分程度	16.7	12.9	13.4	13.4	12.3
		2. 4分の1程度	12.2	11.5	10.2	7.2	9.0
		1. ほんの少し	23.4	15.6	11.8	7.6	8.7
		無回答	3.1	1.9	1.7	1.5	0.3

約6割の館で
収蔵庫が
「満杯状態」

約5割の館で
資料台帳未記
載の収蔵資料
がある

[R2sougoutyousa.
pdf \(j-muse.or.jp\)](https://www.r2sougoutyousa.pdf(j-muse.or.jp))

2. 「望ましい基準」改正案 ～資料の収集、保管等～

博物館の設置及び運営上の望ましい基準 第六条第1項、第2項（資料の収集、保管等）

現行 第五条（第1項）

第五条 博物館は、実物、標本、文献、図表、フィルム、レコード等の資料（以下「実物等資料」という。）について、その所在等の調査研究を行い、当該実物等資料に係る学術研究の状況、地域における当該実物等資料の所在状況及び当該実物等資料の展示上の効果等を考慮して、基本的運営方針に基づき、必要な数を体系的に収集し、保管（育成及び現地保存を含む。以下同じ。）し、及び展示するものとする。



改正案 第六条（第1項、第2項）

第六条 博物館は、当該博物館における博物館資料の収集及び管理の方針の策定に当たっては、博物館資料に係る電磁的記録の活用方法について留意するとともに、その所蔵する博物館資料の将来的な充実及び発展的な活用に向け、収集する資料の範囲や、資料の再評価や譲渡等を含めた資料管理の在り方について検討するものとする。

2 博物館は、資料の収集及び保管に当たっては、当該資料に係る学術研究の状況、当該資料の重要性及び展示上の効果等を考慮して、必要な数を体系的に収集し、保管（育成及び現地保存を含む。以下同じ。）するものとする。

2. 「望ましい基準」改正案 ～資料の収集、保管等～

博物館の設置及び運営上の望ましい基準 第六条第3項～第5項（資料の収集、保管等）

現行 第五条（第2項）

2 博物館は、**実物等資料**について、**その**収集若しくは保管が困難な場合、**その**展示のために教育的配慮が必要な場合又は**その**館外への貸出し若しくは持出しが困難な場合には、必要に応じて、**実物等資料**を複製、模造若しくは模写した資料**又は実物等資料に係る模型（以下「複製等資料」という。）**を収集し、又は製作し、当該博物館の内外で活用するものとする。**その際、著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）その他の法令に規定する権利を侵害することのないよう留意するものとする。**



改正案 第六条（第3項、第4項、第5項）

3 博物館は、資料の収集若しくは保管が困難な場合、展示のために教育的配慮が必要な場合又は館外への貸出し若しくは持出しが困難な場合には、必要に応じて**当該**資料を複製、模造若しくは模写した資料を収集し、又は製作し、当該博物館の内外で活用するものとする。

4 博物館は、**博物館資料に係るデジタルアーカイブを作成することで、その所蔵する博物館資料の安定的な保存、効率的な管理、積極的な活用の促進に努めるものとする。その際、博物館資料の利用の拡大のため、外部データベース等との連携に努めるものとする。**

5 博物館は、前二項の実施に当たって、著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）その他の法令に規定する権利を侵害することのないよう留意するものとする。

2. 「望ましい基準」改正案 ～資料の収集、保管等～

博物館の設置及び運営上の望ましい基準 第六条第6項～第8項（資料の収集、保管等）

現行 第五条（第3項、第4項、第5項、第6項）

- 3 博物館は、実物等資料及び複製等資料（以下「博物館資料」という。）に関する図書、文献、調査資料その他必要な資料（以下「図書等」という。）の収集、保管及び活用に努めるものとする。
- 4 博物館は、その所蔵する博物館資料の補修及び更新等に努めるものとする。
- 5 博物館は、当該博物館の適切な管理及び運営のため、その所蔵する博物館資料及び図書等に関する情報の体系的な整理に努めるものとする。
- 6 博物館は、当該博物館が休止又は廃止となる場合には、その所蔵する博物館資料及び図書等を他の博物館に譲渡すること等により、当該博物館資料及び図書等が適切に保管、活用されるよう努めるものとする。



改正案 第六条（第6項、第7項、第8項）

- 6 博物館は、博物館資料に関する図書、文献、調査資料その他必要な情報（以下「図書等」という。）の収集、保管及び活用に努めるものとする。
- 7 博物館は、その所蔵する博物館資料の適切な管理のため、博物館資料を定期的に点検し、補修及び更新等を適切に行うとともに、その来歴や展示の実績等の記録に努めるものとする。
- 8 博物館は、当該博物館が休止又は廃止となる場合には、その所蔵する博物館資料及び図書等を他の博物館に譲渡すること等により、当該博物館資料及び図書等が適切に保管、活用されるよう努めるものとする。また、休止又は廃止に備え、目録の公開や他の博物館等との連携に努めるものとする。